

復興整備計画
（第6回変更案）

田野畑村・岩手県

平成27年2月23日

1 復興整備計画の区域（計画区域）（法第46条第2項第1号関係）

田野畑村の一部（別添の復興整備事業総括図のとおり。）

2 復興整備計画の目標（法第46条第2項第2号関係）

- ① 「二度と津波で人命を失わない」を合言葉に、高台移転や防災機能の強化などにより安全で安心な居住地の確保を図ります。
- ② 避難路の充実と避難場所の安全確保、二線堤の検討、小中学校等での防災教育、避難訓練の実施、自主防災組織の再構築や新たな結成による地域防災力の強化など、ハードとソフト両面を組み合わせた多重防災型の地域づくりを進めます。
- ③ 新たな集落の形成にあたっては、コミュニティの維持・強化に配慮するとともに、隣接集落との協調にも意を注ぎます。また、住宅の自主再建が難しい高齢者等も集落内に居住できるよう災害公営住宅を配置し、多世代が住みあう工夫も含めて、高齢者等に配慮した集落形成を推進します。
- ④ 浸水エリアについては、防災機能の強化により一定の安全性を確保したうえで水産施設や各種公益施設等を整備し、魅力と活気あふれる地域の創生を目指します。
- ⑤ 津波による被害を受けた地区の農地については、土壌分析等の取り組みを継続することにより農作物の安定的な生産高の回復を図ります。津波による被害を受けなかった地区の農地については、露地野菜や施設野菜などを組み合わせた基本的な営農類型へと誘導し、安定生産・安定販売を目標に、県等の関係機関と調整しながら事業展開を図ります。

3 土地利用方針（法第46条第2項第3号関係）

(1) 復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向

- ・ 被災した漁港周辺については、漁港施設用地の嵩上げ、津波避難路の整備等を行うとともに、共同利用倉庫や水産加工施設等を再配置し、水産業の6次産業化を推進します。
- ・ 防潮堤の復旧に際しては、越流した場合でもできるだけ持ちこたえられる粘り強い構造にするとともに、堤内低地エリアでは被災宅地等を活用し、不足していた野積場用地や公園、緑地を整備し、防災・減災機能の強化を図ります。
- ・ 安全で安心な居住エリアを確保するため、被災した住居を浸水域外の集団移転予定地に移転させるとともに、その移転先においては災害公営住宅も併せて整備します。
- ・ 三陸鉄道の復旧に合わせ、流失した島越駅を移転新築してコミュニティの拠点エリアと位置づけ、併せて駅前広場及び地区コミュニティ関連の公益施設や商店などを配置します。
- ・ 津波による被害を受けた明戸地区の農地については、土壌分析等の取り組みを継続することにより農作物の安定的な生産高の回復を図ります。
- ・ 地震による地盤の沈下、津波による浸水といった各種被害によって土地利用の状況が大きく変化したこと等に伴い、利用可能な土地が限定されるが、農用地、保安林等を極力回避して事業用地を選定します。

(2) 土地の用途の概要（別添の土地利用構想図及び復興整備事業総括図参照。）

① 明戸地区

- ・ 漁業復興エリアにおいては、水産業協同利用施設復旧整備事業により普代村と共同利用するサケふ化場を復旧整備し、水産業の早期復興を図ります（A地区）。
- ・ 公園・緑地復興エリアにおいては、防災機能の強化に配慮しながら被災したキャンプ場と健康増進交流施設の復旧を図ります（G地区）。

- ・ 漁業集落復興エリアにおいては、集落前面にある村道（H道路）の嵩上げや生活基盤の整備等を行い、防潮堤、防潮林、公園・緑地施設と相まって防災機能の強化を図ります。
- ・ 防災林復興エリアにおいては、震災遺構として保存する倒壊した防潮堤に代わり新たに整備される防潮堤兼用道路背後地に、流失した防潮林を復活させ、防潮機能の強化を図ります（L地区兼K道路）。
- ・ 農業復興エリアにおいては、津波による被害を受けた農地において農作物の安定的な生産高を回復するための取り組みを行うほか、今後も農地として利用します。

② 羅賀地区

- ・ 商業・コミュニティ復興エリアにおいては、旧羅賀小学校跡地へのコミュニティセンター機能の再建を検討するとともに、住民生活を支える商業機能の立地を誘導し、田野畑駅から旧小学校までのコミュニティエリアとしての一体感を強化します。
- ・ 漁業復興エリアにおいては、漁業集落防災機能強化事業により漁港施設の用地の嵩上げや、ワカメ等の養殖1次加工処理施設、野積場、共同利用倉庫、漁具資材修理保管施設用地を造成するほか、津波避難路の整備等を行います。
- ・ 漁業集落復興エリアにおいては、漁業集落防災機能強化事業により集落道や避難路、水産飲雑用水、排水処理施設、公共施設用地整備など生活基盤の整備等を行う（B地区）とともに、被災した住居を浸水域外の集団移転予定地（C地区）に移転させるほか、災害公営住宅整備事業により災害公営住宅を整備します（D地区）。
- ・ 公園・緑地復興エリアにおいては、防潮堤を越流した津波の遊水地機能を持たせるため、親水広場や緑地、多目的なレクリエーションに対応できる芝生広場、震災メモリアル公園等を整備します。

③ 島越地区

- ・ 商業・コミュニティ復興エリアにおいては、三陸鉄道の流失した高架式鉄道の盛り土形式での復旧に合わせ、同じく流失した島越駅を河川対岸の鉄道敷高さまで盛り土する場所に移転新築するとともに、盛り土に伴う村道機能の確保、施設利用者の安全を確保するための避難路の整備を行います。併せてコミュニティ機能及び商業機能の再建を図ります（J地区）。
- ・ 漁業復興エリアにおいては、漁港施設の用地の嵩上げやワカメ等の養殖1次加工処理施設、野積場用地、共同利用倉庫、漁具資材修理保管施設のほか津波避難路の整備等を行います。
- ・ 漁業集落復興エリアにおいては、漁業集落防災機能強化事業により集落道や避難路、水産飲雑用水、排水処理施設、公共施設用地整備など生活基盤の整備等を行うとともに、被災した住居を浸水域外の集団移転予定地（E地区）に移転させるほか、災害公営住宅整備事業により災害公営住宅を整備します（F地区）。
- ・ 公園・緑地復興エリアにおいては、防潮堤を越流した津波の遊水地機能を持たせるため、親水広場や緑地、多目的なレクリエーションに対応できる芝生広場、震災メモリアル公園等を整備します。

④ 机地区

- ・ 漁業復興エリアにおいては、番屋群再生事業により番屋を整備し、水産業の早期復興を図るとともに、同番屋を活用した体験型観光を推進します（I地区）。

(3)復興整備事業のおおむねの区域を表示した縮尺1/25,000以上の地形図（別添の復興整備事業総括図のとおり。）

4 復興整備事業に係る事項（法第46条第2項第4号関係）		
事業区分	図面記号	事業に係る事項
(1)市街地開発事業		
(2)土地改良事業		
(3)復興一体事業		
(4)集団移転促進事業		
(5)住宅地区改良事業		
(6)都市施設の整備に関する事業	H道路	事業名称：明戸地区まちづくり連携道路整備事業 実施主体：田野畑村 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成25年度 種類：道路事業
	K道路	事業名称：主要地方道岩泉平井賀普代線地域連携道路整備事業 実施主体：岩手県 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成27年度 種類：道路事業
(7)津波防護施設の整備に関する事業		
(8)漁港漁場整備事業		
(9)保安施設事業		
(10)液状化対策事業		
(11)造成宅地滑動崩落対策事業		
(12)地籍調査事業		
(13)その他施設の整備に関する事業	A地区	事業名称：サケふ化場整備事業 実施主体：田野畑村 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成25年度

B地区	事業名称：平井賀漁港（上川原）地区漁業集落防災機能強化事業 実施主体：田野畑村 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成23年度～平成30年度 27
C地区	事業名称：平井賀漁港（田野畑）地区漁業集落防災機能強化事業 実施主体：田野畑村 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成23年度～平成27年度
D地区	事業名称：災害公営住宅整備事業（羅賀地区） 実施主体：田野畑村 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成23年度～平成26年度 25
E地区	事業名称：島越漁港（切牛）地区漁業集落防災機能強化事業 実施主体：田野畑村 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成23年度～平成27年度
F地区	事業名称：災害公営住宅整備事業（島越地区） 実施主体：田野畑村 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成23年度～平成26年度 25
G地区	事業名称：田野畑村マレットゴルフ場整備事業 実施主体：田野畑村 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成25年度
I地区	事業名称：机浜番屋群再生事業 実施主体：田野畑村 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成26年度 25

	J地区	事業名称：島越漁港(川向)地区漁業集落防災機能強化事業 実施主体：田野畑村 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成27年度 26
	L地区	事業名称：明戸地区海岸河川等災害復旧事業 実施主体：岩手県 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成27年度
5 復興整備計画の期間（法第46条第2項第5号関係）		
平成24年度～平成30年度 27		
6 その他復興整備事業の実施に関し必要な事項（法第46条第2項第6号関係）		

4-① 土地利用基本計画の変更等に係る事項（法第48条第1項関係）							
整理号	事業区分	図記号	変更等する土地利用基本計画等	変更等の別	変更等する部分の面積(ha)		備考
					拡大	縮小	
1	その他施設の整備に関する事業	A地区	保安林	解除	—	0.8529	
2	その他施設の整備に関する事業	C地区	土地利用基本計画の森林地域	変更	—	6 (5.56)	
	その他施設の整備に関する事業	D地区	地域森林計画区域	変更	—	5.56	

3	その他施設の整備に関する事業	E地区	土地利用基本計画の森林地域	変更	—	5 (5.17)	
			地域森林計画区域	変更	—	5.17	
4	その他施設の整備に関する事業	G地区	土地利用基本計画の森林地域	変更	—	4 (3.53)	
			地域森林計画区域	変更	—	3.53	
			保安林	解除	—	1.7076	<p>[保健保安林について]</p> <p>代替保安林の指定については、復興整備事業の事業区域周辺において生活基盤の復興を優先させるため、当該復興整備事業を着手するまでに代替保安林を指定することは困難であること。</p> <p>代替機能を有するものについては、明戸地区キャンプ場整備事業によりマレットゴルフ場整備のために保安林の指定を解除する面積(1.7076ha)を超える森林及び緑地の造成を計画していること。</p>
5	都市施設の整備に関する事業	H道路	土地利用基本計画の森林地域	変更	—	1 (1.47)	
			地域森林計画区域	変更	—	1.47	
6	その他施設の整備に関する事業	I地区	保安林	解除	—	0.1664	
7	その他施設の整備に関する事業	J地区	保安林	解除	—	0.1336	

8	都市施設の整備に関する事業	K道路	土地利用基本計画の森林地域	変更	—	2 (2.02)	K道路については、L地区の兼用工作物であり、一体で事業施行するものであることから、土地利用基本計画の変更等についても一体での処理とすること。
	その他施設の整備に関する事業		地域森林計画区域	変更	—	2.02	
		L地区	保安林		—	1.1133	
9	その他施設の整備に関する事業		B地区	地域森林計画区域	変更	—	1.27

(注) 1 本様式は、復興整備事業の実施に関連して土地利用基本計画の変更等を行うときに法第46条第2項第4号に掲げる事項として記載するとともに、土地利用基本計画の変更等に係る事項の様式を添付する。

2 「事業区分及び図面記号」は、「4 復興整備事業に係る事項」と整合させる。

3 「変更等する土地利用基本計画等」は、法第48条第1項各号に規定する土地利用基本計画等の内容を記載する。

4 「変更等の別」は、法第48条第1項に規定する変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消しを記載する。

5 「変更等する部分の面積」は、事業区分欄の事業の実施により変更等される面積を記載する。

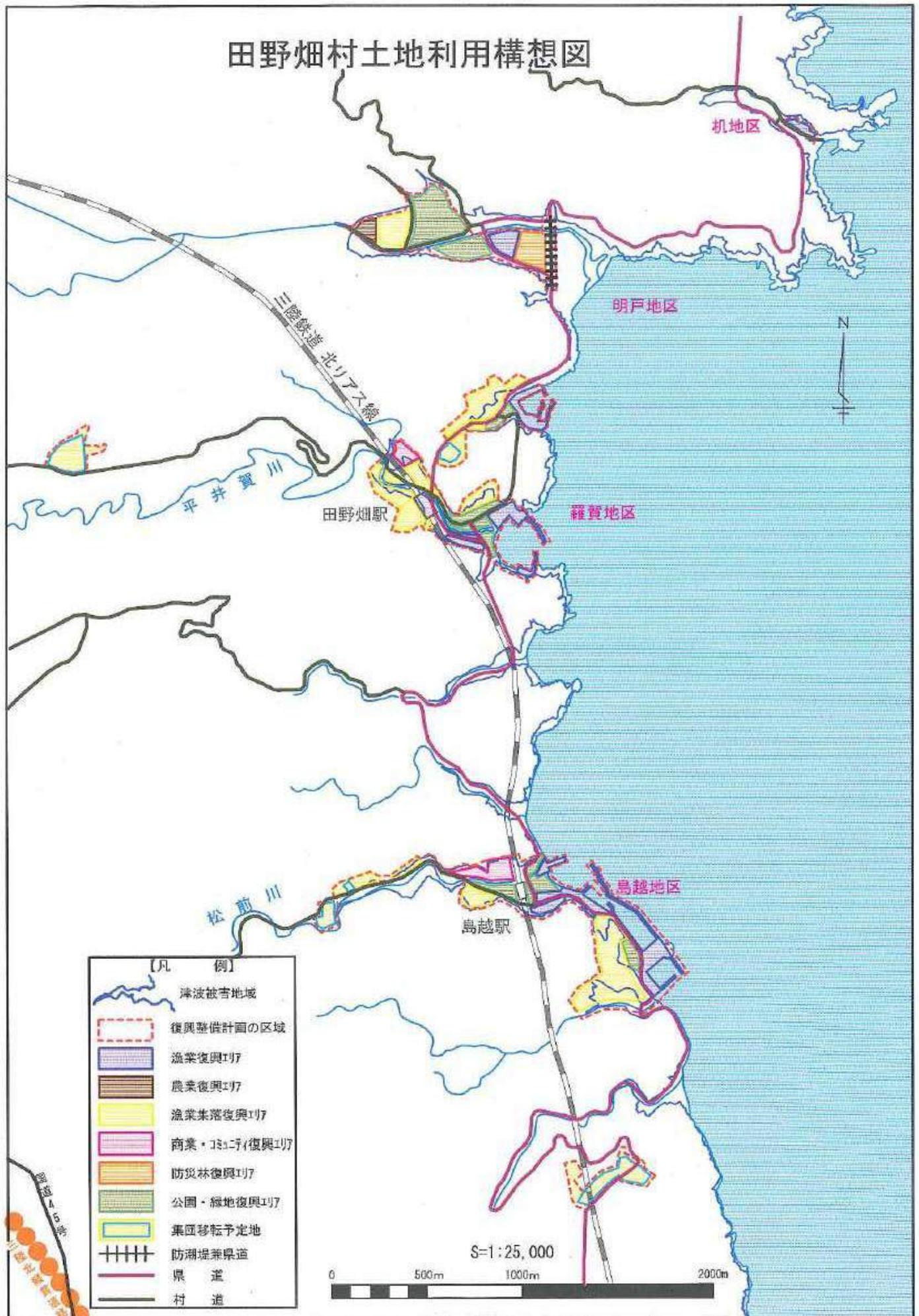
6 整理番号9については、変更する森林地域の幅がおおむね100m未満の細長い土地であることから、土地利用基本計画の変更は必要ないものである。

4-② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項（法第49条及び第50条関係）

整理番号	事業区分	図面記号	農地法 (大臣許可)	都市計画法			農地法 (知事許可)	農振法	森林法		自然公園法	漁港漁場整備法	港湾法
			第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第29条第1項・第2項の開発許可	第43条第1項の建築許可	第59条第1項から第4項までの都市計画事業の認可等	第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第15条の2の開発許可	第10条の2第1項の開発許可	第34条第1項・第2項の許可	第20条第3項の許可・第33条第1項の届出	法第39条第1項の許可	第37条第1項の許可等
1	その他施設の整備に関する事業	B地区					○						

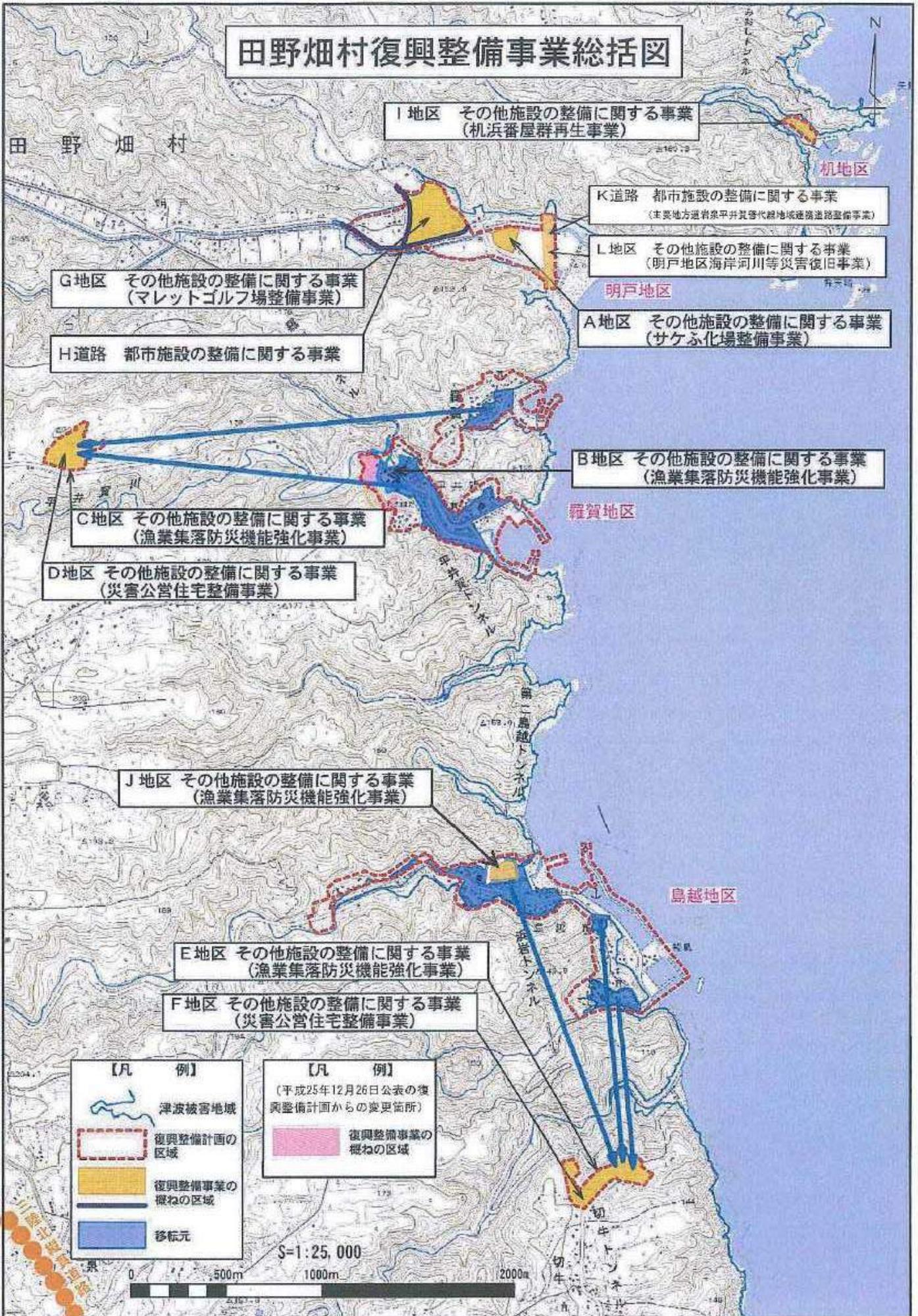
- (注) 1 本様式は、法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするとき又は復興整備事業に係る許認可等を得ようとするときに記載する。
 2 復興整備事業の地区ごとに、当該事業に係る許認可等に関する事項の該当欄に「○」をするとともに、各許認可等に係る事項の様式を添付する。
 3 「農地法（大臣許可）」は、上段には法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするときに「○」をする。また、下段には法第50条第1項の復興整備事業に関する事項を記載しようとするときに「○」をする。この際、農林水産大臣が定める書類（様式第9）を当該復興整備事業に関する事項を記載した復興整備計画の公表の日の前日までに、農林水産大臣に提出する

田野畑村土地利用構想図



- 【凡 例】
- 津波被害地域
 - 復興整備計画の区域
 - 漁業復興区画
 - 農業復興区画
 - 漁業集落復興区画
 - 商業・ミニ市復興区画
 - 防災林復興区画
 - 公園・緑地復興区画
 - 集団移転予定地
 - 防潮堤兼県道
 - 県道
 - 村道

田野畑村復興整備事業総括図



様式第5 法第48条第1項第6号関係（地域森林計画区域の変更関係）

森林法第5条第1項の規定によりたてられた
地域森林計画の対象とする森林の区域の変更に関する事項

（注）森林法の特例措置（地域森林計画区域の変更）を必要とする場合に記載すること。

復興整備計画に記載する事項

久慈・閉伊川地域森林計画区

単位 ha

区 分		変更前森林面積	変更後森林面積	備考
総 数		241,344	241,343	
市 町 村 別 内 訳	宮古市	82,590	82,590	
	山田町	10,007	10,007	
	岩泉町	61,168	61,168	
	田野畑村	11,865	11,863	△1.27ha
	久慈市	42,242	42,242	
	洋野町	22,703	22,703	
	野田村	5,033	5,033	
	普代村	5,736	5,736	

注1 市町村別に記載するほか、森林計画区ごとに変更前と変更後の森林面積の合計を記載する。

注2 地域森林計画の対象とする森林の区域は森林計画図において表示する区域内の民有林とする旨記載する。

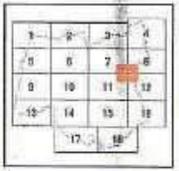
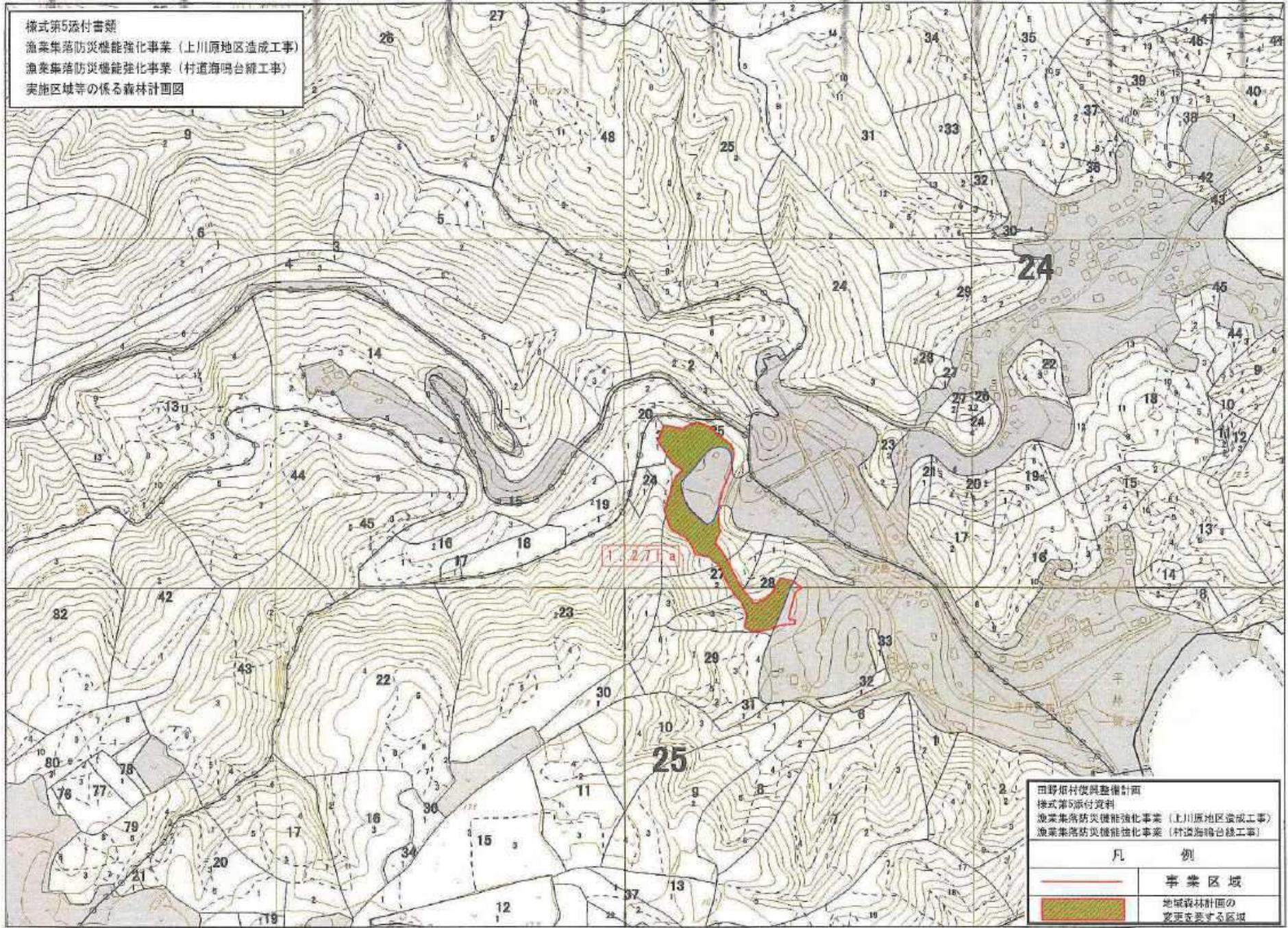
注3 単位未満を四捨五入しているため、変更前後の森林面積及び市町村別内訳の合計と総数は一致しないことがある。

添付書類

「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いの運用について」（平成12年5月8日付け12林野計第188号林野庁長官通知）の附録第6号により作成した変更する区域に係る森林計画図。

森林資源管理図

様式第5添付書類
 漁業集落防災機能強化事業（上川原地区造成工事）
 漁業集落防災機能強化事業（村道海鳴台繕工事）
 実施区域等の係る森林計画図



- 凡例**
- ▲4'1-15
 - ▲4'16-35
 - ▲4'36-
 - ▲4'(混)
 - 70791-15
 - 707916-35
 - 707936-
 - 70797(混)
 - カマツ1-15
 - カマツ16-35
 - カマツ36-
 - カマツ(混)
 - その他針葉樹1-15
 - その他針葉樹16-35
 - その他針葉樹36-
 - その他針葉樹(混)
 - その他広葉樹
 - その他
 - 水産資源
 - 災害防止/土壌保全
 - 快適環境形成
 - 奥遊文化
 - 木質生産
 - 白樹
 - 林道
 - 小径
 - 植栽地

田野畑村復興整備計画
 様式第5添付資料
 漁業集落防災機能強化事業（上川原地区造成工事）
 漁業集落防災機能強化事業（村道海鳴台繕工事）

凡 例	
	事業区域
	地域森林計画の変更を要する区域

0 90 180 270 360 450メートル

「この図面は、森林資源把握の目的で作成されており、土地の所在、森林所有者等を確認するためのものではありません。」
 「この図面は、許可なく複製、譲渡、貸与することを禁じます。」

様式第5-2 法第48条第1項第6号関係（地域森林計画区域の変更の協議関係）

森林法第5条第1項の規定によりたてられた
地域森林計画の対象とする森林の区域の変更に関する事項

（注）森林法の特例措置（地域森林計画区域の変更）を必要とする場合に記載すること。

協議に関する事項

単位 ha

所在				復興整備事業の 名称及び種類	面積	備考
市町村	大字	字	地番			
田野畑村		和野	36	名称：平井賀漁港（上川原） 地区漁業集落防災機能 強化事業 種類：その他施設の整備に 関する事業	1.27	事業区域 1.85ha うち対象森林 1.27ha 開発行為 1.27ha
			37-1			
			37-34			
			38-2			
			39-1			
合計					1.27	

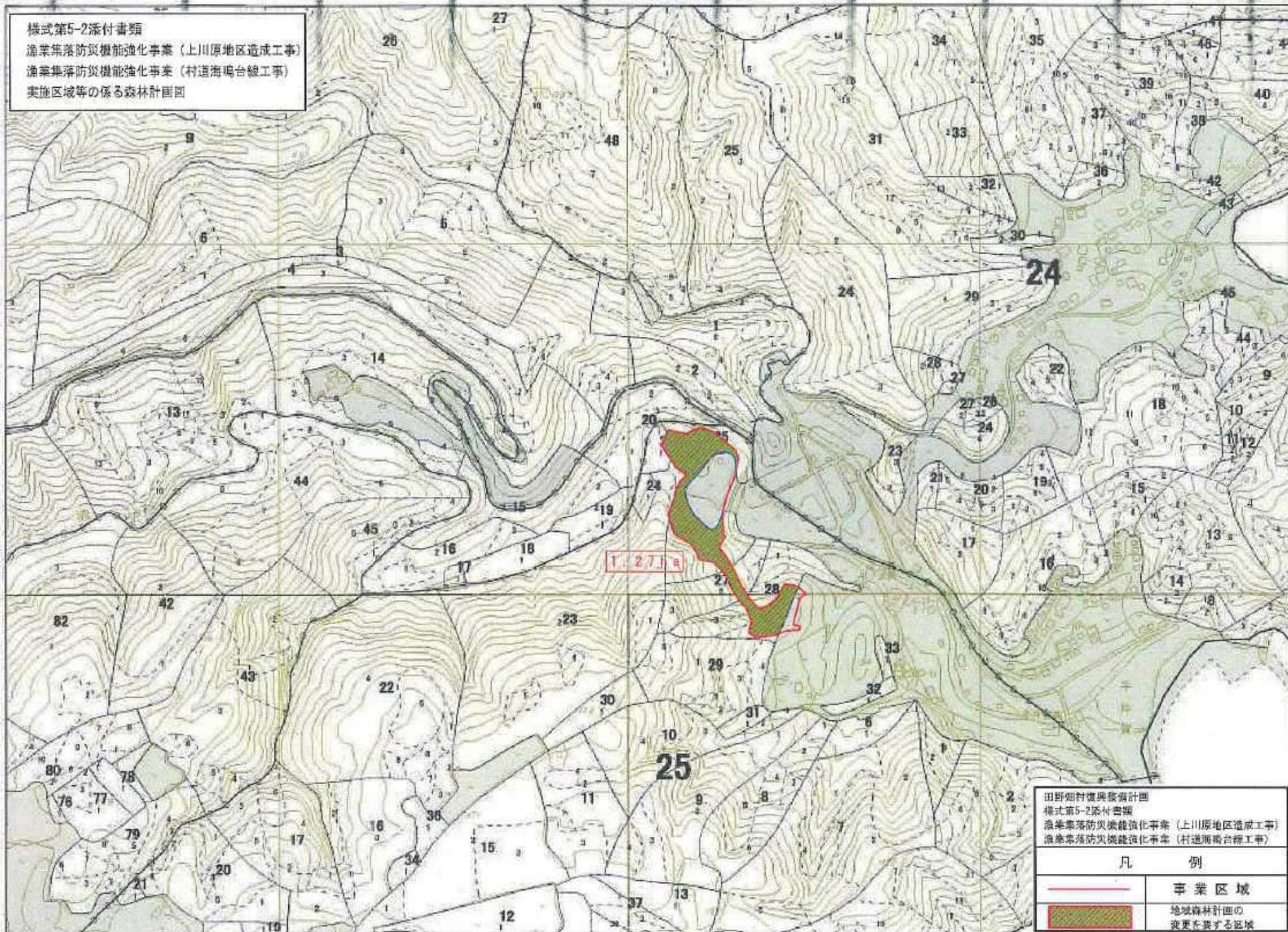
- 注1 地域森林計画区域の変更を要する土地の範囲は、復興整備事業の実施により、森林を他の用途に供する箇所又は他の用途の土地を森林とする箇所とする。
- 注2 所在欄は復興整備事業の実施区域ごとに地域森林計画区域の変更を行う箇所の所在を記載する。
- 注3 復興整備事業の名称及び種類欄には実施する復興整備事業の名称及び種類を記載する。
- 注4 面積欄には、事業区域のうち、地域森林計画区域の変更を行う面積を記載する。なお、面積は、小数第2位まで記載し、第3位以下を四捨五入すること。
- 注5 備考欄には、事業区域のうち地域森林計画の対象とする森林の面積などその他必要な事項を記載する。

添付書類

- 復興整備事業の名称及び種類を明示した実施区域及び地域森林計画区域の変更を要する土地の区域を記載した森林計画図
- 土地の形質の変更を行う区域、施設又は工作物の種類ごとの位置が記載された図面（森林を他の用途に供する場合に限る。）
- 復興整備事業に関する事項が記載された書面

森林資源管理図

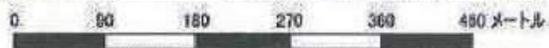
様式第5-2添付書類
漁業集落防災機能強化事業（上川原地区造成工事）
漁業集落防災機能強化事業（村道海陽台線工事）
実施区域等の係る森林計画図



- 凡例
- SF1-14
 - SF15-35
 - SF36
 - SF(混)
 - F0001-10
 - F0010-25
 - F0030
 - F005(混)
 - F0071-15
 - F00716-33
 - F00730
 - F007(混)
 - F0077
 - その他計画樹1-15
 - その他計画樹16-35
 - その他計画樹36
 - その他計画樹(混)
 - その他計画樹
 - その他
 - 水源涵養
 - 災害防止/土壌保全
 - 快適環境形成
 - 保健文化
 - 木材生産
 - 白地
 - 国道
 - 市道
 - 林道

田野畑村復興整備計画
様式第5-2添付書類
漁業集落防災機能強化事業（上川原地区造成工事）
漁業集落防災機能強化事業（村道海陽台線工事）

凡 例	
	事業区域
	地域森林計画の変更を要する区域



「この図面は、森林資源把握の目的で作成されており、土地の所在、森林所有者等を確認するためのものではありません。」 14
「この図面は、許可なく複製、譲渡、貸与することを禁じます。」

添付書類

3 復興整備事業に関する事項が記載された書面

[平井賀漁港（上川原）地区漁業集落防災機能強化事業の概要]

1 事業内容

震災後の漁業振興に資する目的で、羅賀地区被災地土地利用活用計画に基づき、当該用地に網干場を整備し、定置網（1カ統）及び磯建網（2カ統）の修繕又は網干場として利用を図り、休漁期には作業保管施設に網を格納する。

施設名	実施主体	面積	事業費	事業年度
上川原作業保管施設	村	100 坪 (330 m ²)	65,400 千円	H28
磯建網倉庫	漁協	40 坪 (132 m ²)	30,000 千円	H29～H30
磯建網倉庫	漁協	30 坪 (99 m ²)	20,000 千円	H29～H30

2 事業期間 平成 28 年度～平成 30 年度

3 事業スケジュール

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
作業保管施設整備 1 棟（村）	→		
作業保管施設整備 2 棟（漁協）		→	→

4 周辺地域への影響及び生活への配慮等

施設整備に当たり、周辺地域への影響はないものと予想されるが、工事車両往来等安全に配慮し事業を実施する。

様式第8 法第49条第1項及び第4項第4号・第5号関係（農地転用の許可・農用区域内の
開発行為の許可）

1 復興整備計画の区域における被災関連市町村の農業の健全な発展を図るための施策の推進
に関する基本的な事項

① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針

- 津波による被害を受けた地区の農地については、土壌分析等の取り組みを継続することにより農作物の安定的な生産高の回復を図ります。
- 津波による被害を受けなかった地区の農地については、露地野菜や施設野菜などを組み合わせた基本的な営農類型へと誘導し、安定生産・安定販売を目標に関係機関と調整しながら事業展開を図ります。

② 農業関係施策の推進に関する方針（農業生産基盤整備等の実施予定等）

- 津波による被害を受けた明戸地区の農地は、県等の関係機関と連携し、土壌分析等の取り組みを継続します。
- 津波による被害を受けなかった地区の農地については、平坦部は水田、普通畑としての有効利用を確保することとし、大根、ホウレンソウ、ブロッコリー、根ミツバ、ピーマン等の特産野菜の振興及び畜産飼料の生産基盤となる草地としての利用を引き続き図り、山間傾斜地の農地については、畜産飼料の生産基盤となる草地及び樹園地としての利用を図ります。

- (注) (1) 「① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針」は、農業の復興と生産性の高い営農を実現するため、どのような地域農業を目指していくのか等の基本的な方針を明確に記載する。
- (2) 「② 農業関係施策の推進に関する方針」は、復興整備計画の区域全体の農業生産基盤整備等の施策の実施方針を記載する。

2 1の施策を推進するために必要な農地の確保及びその利用に関する基本的な事項

① 農地の確保の方針（農地制度・農業振興地域制度の適正な運用及び諸施策を通じた農地の確保の方針）

- 住宅地への農地転用は、安全で安心な居住空間の確保を図るため必要最少限とします。
- 農地の利用集積、担い手の育成を図るほか、今後遊休農地になる恐れのある農地については、農業参入企業への貸し付けなども推進し、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努めます。
- 効率的かつ安定的な農業経営が展開されるよう、経営再開マスタープランを作成することにより、経営管理能力の向上、経営の合理化及び拡大への誘導、地域リーダーの育成に努めます。

② 農地の利用の方針（住宅地等の移転跡地の農業利用を含む）

- 津波による被害を受けた明戸地区の農地（0.5ha）は、農地として土壌分析等の取り組みを継続し農作物の安定的な生産高の回復を図り、今後も優良農地として確保します。
- 平坦部においては、土地利用の集積を進めるほか、団地化による作業の効率化、生産性の高い施設栽培の導入等収益性の高い農業生産の実現に向けた農地利用を図ります。

③ 復興整備事業ごとの農地等との調整状況

別紙様式のとおり。

- (注) (1) 1の②の施策を推進するために必要な「農地の確保の方針」は、市町村全体における農業の健全な発展に向けた農地の確保の取り組みについて記載する。
- (2) 「農地の利用の方針」は、農業・農村の復興マスタープラン及び復興関連施策の事業計画・工程表等を踏まえ、被災農地の復旧・復興による農地の利用の方針及び住宅地等の移転跡地の農業利用の方針等について記載する。

3 当該土地利用方針に係る被災関連都道府県の知事の意見（法第49条第2項の規定による協議会が組織されていない場合等（共同作成を除く。））

該当なし

別紙様式（復興整備事業ごとの農地等との調整状況）

1 農地転用等を伴う復興整備事業と農地等との調整調査

（別紙様式 1）

図面 記号	地区名	復興整備 事業の種類	土地の主な 用途の種類	面積	うち	うち	うち	事業 主体	施行 予定 年度	予定人口 (世帯数) の規模等	土地利 用 区 分	移転元との関連
					農地 面積	農振地 域面積	農用地 区域面積					
B	羅賀地区	その他施設の 整備に関する 事業	漁業関連 施設用地 住宅地	4.4ha	0.5ha	0.5ha	0.5ha	田野畑村	H23～H30 H27	— 110人 (44世帯)	都市計画区 域外	— 移転元121.8ha—都市計画区域外 223人(84世帯) 移転跡地—漁業集落
計				4.4ha	0.5ha	0.5ha	0.5ha			— 110人 (44世帯)		

留意事項：本様式は、農林水産大臣又は被災関連都道府県知事の同意を得る際に復興整備事業ごとの農地等との調整様式として用いること。

なお、農林水産大臣又は復興関連都道府県知事は、本様式を同意の際に添付すること。同意できない地区がある場合は、当該地区欄に取消線を記載し、理由を付して被災関連市町村等に示すこと。

- (注) (1) 本様式については、復興整備計画及び土地利用方針に記載されているものの内、農地転用又は農用地域内の開発行為を伴うすべての復興整備事業について記載する。
- (2) 「復興整備事業の種類」は、法律第46条第2項第4号に規定する市街地開発事業、土地改良事業（非農用地域を創設する場合）、復興一体事業、集団移転促進事業等の事業名を記載する。
- (3) 「予定人口（世帯数）の規模等」は、「土地の主な用途の種類」が住宅地の場合に記載する。なお、予定人口（世帯数）は、「移転元」の移転人口（世帯数）と最大でも同程度となるよう調整することに留意すること。
- (4) 「土地利用区分」は、都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別を記載する。
- (5) 「移転元との関連」には、土地利用方針の復興整備事業総括図中の移転元の図面番号（Ⅰ、Ⅱ、…）、面積、土地利用区分（都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別）、移転人口（世帯数）及び移転跡地の利用計画等を記載する。

2 調整措置概要

地区名： 羅賀 地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況

農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
該当なし									

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

復興整備事業の施行区域内において、廃止・付け替えが必要となる農業用排水施設はなく、周辺農地での営農に支障は生じない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

漁業集落防災機能強化事業の進捗状況に合わせ、農用地利用計画変更等の手続きを行う。

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

様式第 13 法第 49 条第 4 項第 4 号関係（農地転用の許可）

農地法（知事許可）

農地法第 5 条第 1 項の許可に関する事項

図面記号	事業名	地区名		事業主体			
B	その他施設の整備に関する事業	羅賀地区		田野畑村			
土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	土地利用区分	
			登記簿	現況		農振法	都市計画法
	田野畑村和野	37番5	畑	畑	4,629	農用地	都市計画区域外
	計		4,629㎡（田 ー㎡ 畑 4,629㎡）				
転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要	<p>開発区域は 2011 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震による大津波により被災した被災者等の高台移転地です。</p> <p>開発区域は、既存集落の住宅未利用地を漁業関連施設用地として利用宅地造成します。</p> <p>工事期間中は沈砂池、防災小堤を設置し隣接耕作地への土砂や濁り水流出等の被害を防止しますので、隣接耕作地への影響・被害はありません。復興整備事業の施行区域内において、廃止・付け替えが必要となる農業用排水施設はなく、周辺農地での営農に支障は生じません。</p>						

添付資料

土地の位置を示す地図（2,500 分の 1 程度）

位置図

和野公園

和野37-5

山形県立中央図書館

和野